

## 大阪はびきの医療センターにおける公的研究費等の使用に関する行動規範

地方独立行政法人大阪府立病院機構大阪はびきの医療センター（以下「当センター」という。）は、当センターの学術研究に対する信頼と公正さを確保するとともに学術研究のさらなる進展を図るため、研究活動に係る行動規範を制定する。

当センターの研究者、事務職員等、公的研究費等の運営及び管理に関わる全ての者（以下「研究者等」という。）は、以下の行動規範を遵守し、公正な研究の遂行に努めなければならない。

- 1 研究者等は、研究活動における研究費が、国民の税金を原資とする公的研究費等により充当されていることを深く認識し、公正かつ効率的に使用しなければならない。また、相互の理解と緊密な連携を図り、協力して公的研究費等の不正使用を未然に防止するよう努めなければならない。
- 2 研究者等は、公的研究費等の使用に当たっては、関係法令、通知及び大阪府立病院機構及び大阪はびきの医療センターが定める規程等を遵守しなければならない。また、公的研究費等の配分機関の交付決定の内容及びこれに付した条件等を遵守しなければならない。
- 3 研究者等は、公的研究費等の使用に当たり取引業者との関係において府民の疑惑や不信を招くことのないよう公正に行動しなければならない。
- 4 研究者等は、公的研究費等の取扱いに関する研修会に積極的に参加する等、関係法令等の知識修得、事務処理手続き及び使用ルールの理解に努めなければならない。
- 5 研究者等は、研究活動の信用と信頼を維持するため、捏造、改ざん、盗用等の不正行為を厳に行ってはならないことと同様に、公的研究費等の不正使用を未然に防止し、公的研究費等の計画的かつ適正な使用に努めなければならない。
- 6 研究者等は、自らの研究、審査、評価、判断、科学的助言等において、個人と組織、あるいは、異なる組織間の利益の衝突に十分に注意を払い、公共性に配慮しつつ適切に対応しなければならない。
- 7 研究者等は、不正があった場合は、その是正に努めなければならない。また不正が現に行われ、若しくは、行われたことを知ったときは、それを放置してはならない。

改定履歴

平成30年10月1日策定

令和3年11月25日改正

令和4年 4月 1日改正

令和5年 1月 1日改正